告　示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長　石　川　　修

一　道路の種類　　県道

二　路　線　名　　大野東松山線

三　道路の区域

374e96e61a02ece8f4ab924ff30d0dab

旧新別	旧	新
区間	比企郡ときがわ町大字田中字中組二二四番八地先から同郡同町大字関堀字刃クビリ一二八番七地先まで	
敷地の幅員（メートル）	六・四五～六・五九	九・七七～九・八九
延長（メートル）	五四・二〇	
備考	歩道拡幅工事による。	